

(目的)

**第1条** この条例は、個人情報の保護をするための適正な取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、民主的で公正な市政の推進を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 特定の個人が識別される個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されるもの又は記録されたものをいう。
- (3) 個人情報の取扱い 個人情報を保管し、収集し、又は利用することをいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報保管されている者をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に定める独立行政法人等をいう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に定める地方独立行政法人をいう。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (6) 電子計算組織 電子計算機器を利用し、定められた一連の処理手順に従い、事務処理を自動的に行う組織をいう。
- (7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

**第3条** 実施機関は、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、すべての個人情報の保護に努めなければならない。

(市民の責務)

**第4条** 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保護された権利を正

当に行使するとともに、市が行う個人情報の保護に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に関する基本的人権の侵害に対する防止措置を講ずるとともに、市が行う個人情報の保護に関する施策に協力しなければならない。

(収集等の制限)

**第6条** 実施機関は、個人情報の取扱いをする場合は、所掌事務及び権限に関する事務の目的達成に必要な最小限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人の思想、信条、宗教その他個人の基本的人権の侵害又は社会的差別の原因となる個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合

(2) 実施機関が中津川市附属機関の設置等に関する条例(平成10年中津川市条例第2号)第2条に定める中津川市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する目的を明らかにし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人から直接収集しなければならない。

(1) 本人の同意を得た場合

(2) 法令等に定めがある場合

(3) 出版、報道等により公表された事実である場合

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められる場合

(5) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集することができない場合

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのでは、その目的を達成することができないと認められる場合、又は事務の性質上本人から収集したのでは適正な事務の執行に支障が生ずると認められる場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合

(目的外利用及び外部提供の制限)

**第7条** 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、所掌事務及び権限に関

する事務の目的達成に必要な範囲を超えて当該個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものへ当該個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を行ってはならない。

- (1) 本人の同意を得た場合
- (2) 法令等に定めがある場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合

2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する場合で、個人情報の目的外利用又は外部提供をすることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、目的外利用又は外部提供をしてはならない。

3 実施機関は、第1項第3号又は第4号の規定により目的外利用又は外部提供をした場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。

4 目的外利用又は外部提供について、他の実施機関があらかじめ本人の同意を得ているときは、当該目的外利用又は当該外部提供を行おうとする実施機関がその同意を得たものとみなす。

5 実施機関は、外部提供をする場合においては、提供を受ける者に対して当該個人情報の使用目的及び使用方法について制限を課し、並びにその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

**第8条** 実施機関は、保管する個人情報を電子計算組織を利用して処理するときは、法令等に定めがある場合及び審査会の意見を聴いて公益上必要があると認める場合を除き、実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。

(適正な維持管理)

**第9条** 実施機関は、個人情報の適正な維持管理及び保護を図るため、個人情報の管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の正確性を確保すること。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、損傷、滅失その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、個人情報の保管が必要でなくなったときは、速やかに当該個人情報を廃

棄し、又は消去しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

**第9条の2** 実施機関は、個人情報の収集等に係る事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事務の名称
- (2) 事務の目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る事務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、前2項の規定にかかわらず、事務を開始し、又は廃止し、若しくは変更した日以後において同項に規定する届出をすることができる。

4 市長は、前3項に規定する届出があったときは、個人情報取扱簿を作成し、閲覧に供しなければならない。

(自己の情報開示等)

**第10条** 実施機関は、市民の自己情報の開示、訂正、削除の申出があった場合は、これに応ずるよう努めなければならない。

(委託等に伴う措置等)

**第11条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者は、個人情報保護のための安全確保の措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者については、前3項の規定を準用する。この場合において、第1項中「事務を委託しようとするとき」とあるのは「管理事務の指定をしようとするとき」と読み替えるものとする。

するとき」と、第2項中「事務の委託を受けた者」とあるのは「管理事務の指定を受けた指定管理者」と、第3項中「委託を受けた事務」とあるのは「指定を受けた管理事務」と読み替えるものとする。

(出資法人等の義務)

**第12条** 市が出資その他財政上の援助を行う法人等は、その保有する個人情報の適正な取扱いに関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(不服申立ての決定等)

**第13条** 実施機関は、第10条の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不相当と認める場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。この場合において、当該不服申立てに対する決定は、不服申立てを受理した日から起算して3月以内に行うよう努めなければならない。

2 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関に属する職員その他関係者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

3 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(他の法令等との調整)

**第14条** この条例は、他の法令等の規定により、個人情報の開示等の請求の手續が定められている場合は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として管理している個人情報については、適用しない。

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第16条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第3項に定める委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者（同条第4項において準用する場合を含む。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて体系的に構成したものをいい、その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供

したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第17条** 前条に定める者が、その事務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第18条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第19条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第20条** 第16条から前条までの規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第21条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入に伴う経過措置)

2 山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入の日前に、山口村情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成11年山口村条例第22号)、坂下町個人情報保護条例(平成13年坂下町条例第2号)、川上村情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成12年川上村条例第4号)、加子母村個人情報保護条例(平成13年加子母村条例第6号)、付知町個人情報保護条例(平成13年付知町条例第11号)、福岡町個人情報保護条例(平成13年福岡町条例第4号)又は蛭川村情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成12年蛭川村条例第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則** (平成16年3月23日条例第3号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年2月4日条例第1号)

この条例は、平成17年2月13日から施行する。

**附 則**（平成19年 3 月30日条例第 4 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成23年 3 月31日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に中津川市が保有している個人情報に係る事務についての改正後の第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは」とあるのは「既に実施中のものについても」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。